

- o カナダ
- 1 Canadian Peace Research Institute
(514, Chertuell Road, Oakville, Ontario Canada)
 - 2 The Canadian Peace Research and Education Association
 - 3 Canadian Peace Research and Education Association
(Prof. Boris Arropovlo, Dept. of Political Science,
Sir George Williams University, Montreal, Quebec, Canada)

9-63

総学庶第1826号 昭和49年11月20日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部、厚生および自治各大臣、私立大学懇話会長、日本私立大学協会長、日本私立大学連盟会長、日本私立短期大学協会長、日本私立中学・高等学校連合会長、日本私立小学校連合会長、日本私立幼稚園連合会長、日本私立高等専門学校協会長

私立学校助成に関する法律の制定について（勧告）

標記のことについて、本会議第6回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

本会議は、さきに大学改革の基本的な考え方として国・公・私立の大学間の格差の是正と人事の流動化の促進を勧告した（昭和45年10月23日第57回総会）。この目的を実現するためには、我が国の大学生の78%を収容する私立大学の教育・研究の劣悪な諸条件の改善が緊急課題であるが、そのためには、設置者である学校法人の努力とともに日本国憲法、教育基本法、学校教育法、私立学校法によって規定された私立大学の公共性を財政的に保証する国庫補助が必要である。

政府も私学助成の必要を認め、昭和45年度から経常費の $\frac{1}{2}$ 助成を目標とする5か年計画を実施してきたが、その実情は、計画の最終年度にあたる昭和49年度においてさえ、私学経常費実支出の10%～17%にすぎず、私立大学は、はげしい物価騰貴のなかで教育・研究条件の改善はおろか、現状維持さえ困難な状況に追いつまれている。

私学の経常費助成5か年計画が、上記のごとく貧しい成果に止まつたのは主として助成に関する

法的措置が不十分であることによるものと考えられる。

私学助成は大学のみならず、私立学校全体に及ぼさるべきこといかんがみ、政府は積極的に私立学校助成に関する法律の制定について、その実現をはかられるよう勧告する。

なお、法案の作成に当っては、次の諸点に留意するとともに日本学術会議の意見を徴されたい。

- (1) 国民の教育を受ける権利を尊重し、経済的負担を公平ならしめること。
- (2) 私立学校における学問の自由及び自主性を損わないこと。
- (3) 助成事業の運営を公正ならしめるために適當な審議機関を設け、その構成員は、学校法人、教職員の代表に日本学術会議の推薦する者を含め各界の有識者を加えたものとすること。

9-64

総学庶第1827号 昭和49年11月20日

内閣総理大臣 田 中 角 栄 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部両大臣、国立国会図書館長、国立大学図書館協議会長、国立大学協会長、公立大学協会長、私立大学懇話会長、日本私立大学協会長、日本私立大学連盟会長

人文社会科学系外国図書に関する大学共同利用図書館の設立について（勧告）

標記のことについて、本会議第66回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

人文社会科学系外国出版物（主としてヨーロッパ、南北アメリカ）の系統的収集と効率的利用をはかるため、大学共同利用図書館を設置し、そこでの基本図書^{*}の収集と併行して、国内各研究機関蔵書のユニオン・カタログの編集による相互利用の促進と各研究機関において利用頻度の低下した図書の保存図書館としての機能の遂行ができるようにすることを勧告する。

なお、本図書館には、収集図書の特殊性いかんがみ、研究者の参加をもとめて、(1) 収集と利用の方針の決定と具体的な選択をたすけ、(2) 出版物を媒体とする各國文化の研究をおこない、(3) 出版物の保存と利用の研究をおこなうことが必要である。

* ここにいう基本図書については、説明4(3)を参照